

【2025年6月18日発行】

■■ 人事労務マガジン／特集第234号 ■■

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 7月23日(水)開催 ろうきょう市町村セミナーの参加者募集中
「地域課題を解決する新たな選択肢～労働者協同組合を活用した地域づくり～」
2. 4月から改正育児・介護休業法が施行されています
3. 4月から改正次世代育成支援対策推進法が施行されています
4. 「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰(輝くテレワーク賞)」の応募受け付け中
締め切り:7月31日(木)

【トピック1】7月23日(水)開催 ろうきょう市町村セミナーの参加者募集中
「地域課題を解決する新たな選択肢～労働者協同組合を活用した地域づくり～」

「労働者協同組合」(略称:ろうきょう)は、労働者が出資し、その意見を反映して、自ら事業に従事する新しい法人制度です。荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくり、高齢者介護など、さまざまな事業分野で労働者協同組合を活用した多様な働き方が広がっています。また、副業・兼業や退職後の高齢期に生きがいを持って働く場としても活用されています。

厚生労働省では、今年度、労働者協同組合の活用をテーマにした全5回のセミナーを開催します。その第1回目は、労働者協同組合を活用した地域課題の解決をテーマに、地域おこし協力隊やシルバー・協同労働センターとの連携による市町村での地域づくりの取り組みについてご紹介します。

オンライン(Zoom)開催で全国から参加できます。

【事前申し込み制・参加無料】

【開催日時】

7月23日(水)14:00~16:00

【開催内容】

■基調講演「地域課題を解決する新たな選択肢～労働者協同組合を活用した地域づくり～」

■事例紹介

・鹿児島県大崎町の取り組み（地域おこし協力隊との連携による労働者協同組合の活用促進）

・広島県広島市の取り組み（シルバー・協同労働センターと労働者協同組合の連携）

■パネルディスカッション

【詳細・申し込みはこちら】

「知りたい！労働者協同組合法」第1回ろうきょう市町村セミナー

https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/onlineSeminar_202501

※申し込み締め切り：7月21日(月)

【トピック2】4月から改正育児・介護休業法が施行されています

昨年5月に改正された育児・介護休業法について、次の①～⑧の事項が4月から始まっています。改正育児・介護休業法に対応した就業規則の改定などはお済みでしょうか。

①子の看護休暇の見直し(法律上の名称が「子の看護等休暇」に変更されました)

ア. 取得事由:感染症に伴う学級閉鎖、入園(入学)式、卒園式が追加

イ. 対象範囲:小学校3年生修了(改正前は小学校就学前)までに拡大

ウ. 労使協定の締結により、継続雇用期間6か月未満の労働者を除外する要件を撤廃

※ウの要件は、介護休暇も同様に撤廃されています。

②所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

請求可能となる労働者の範囲が、小学校就学前(改正前は3歳未満)の子を養育する労働者に拡大されました。

③短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワークを追加

短時間勤務制度を講じることが困難な業務として労使協定に定められた業務に従事する労働者について、代替措置の一つにテレワークが追加されました。

④育児休業取得状況の公表義務の対象拡大

常時雇用する労働者数 300 人超(改正前は 1,000 人超)の事業主に対象が拡大されました。

⑤介護に直面した旨の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の義務付け

ア. 周知事項

- ・介護休業に関する制度、介護両立支援制度等
- ・介護休業・介護両立支援制度等の申し出先
- ・介護休業給付金に関すること

イ. 周知・意向確認の方法:面談(オンライン面談含む)および書面交付。労働者が希望する場合には、FAX および電子メール等も可能

⑥介護に直面する前の早い段階(40 歳等)での情報提供の義務付け

ア. 情報提供時期(以下のいずれか)

- ・労働者が 40 歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間)
- ・労働者が 40 歳に達する日の翌日(誕生日)から1年間

イ. 情報提供事項:⑤、アの周知事項と同様

(※併せて、介護保険制度についても知らせることが望ましい)

ウ. 情報提供の方法:面談(オンライン面談含む)、書面交付、FAX および電子メール等

⑦介護離職防止のための雇用環境整備の義務づけ

介護休業等の申し出が円滑に行われるようにするため、介護休業、介護両立支援制度等に関して、以下のア～エのいずれかの措置を講じることが事業主の義務となりました。

ア. 研修の実施

イ. 相談窓口の設置

ウ. 自社の労働者の取得・利用事例の収集・提供

エ. 自社の労働者へ利用促進に関する方針の周知

⑧育児・介護のためのテレワーク等の導入が努力義務化

さらに、10 月からは「柔軟な働き方を実現するための措置」や「仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮」が施行されます。

改正育児・介護休業法の詳細については、以下のパンフレットや厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

■ パンフレット「育児・介護休業法」

令和6年(2024 年)改正内容の解説

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001407488.pdf>

■ 厚生労働省

育児・介護休業法について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

また、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)では、仕事と育児・介護両立支援制度等相談窓口を設置していますので、ぜひご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

【トピック3】4 月から改正次世代育成支援対策推進法が施行されています

昨年5月に改正された次世代育成支援対策推進法(次世代法)が、4月から始まっています。

①常時雇用する労働者数が 101 人以上の事業主が行動計画を策定・変更する時は、育児休業等の取得状況、労働時間の状況の把握(PDCA サイクルの確立)をするとともに、育児休業等の取得状況、労働時間の状況に係る数値目標を設定することが必要です。(100 人以下の企業は、努力義務の対象です)

・育児休業等の取得状況:男性労働者の「育児休業等取得率」または男性労働者の「育児休業等および育児目的休暇の取得率」の状況

・労働時間の状況:フルタイム労働者 1 人当たりの各月ごとの法定時間外労働および法定休日労働の合計時間数等の労働時間(高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者は、健康

管理時間)の状況

②「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」基準が改正され、あわせて「くるみん認定マーク」と「トライくるみん認定マーク」も改正されました。

■ リーフレット

次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」の認定基準等が改正されます

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001347349.pdf>

■ 次世代育成支援対策推進法

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

■ 次世代法についてのご質問等は、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

【トピック4】「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰(輝くテレワーク賞)」の応募受け付け中 締め切り:7月 31 日(木)

厚生労働省では、平成 27 年度から、「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰制度(輝くテレワーク賞)」を毎年実施しています。表彰審査では、テレワークを活用して、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に顕著な成果をあげた企業や、団体を表彰しています。本表彰を通じて先進的な取り組み事例を幅広く社会に周知することにより、テレワークという働き方を普及させるとともに、テレワークの導入が進んでいない企業や定着に課題のある企業にテレワーク導入と定着を促します。

応募の締め切りは7月31日(木)です。皆さまからのご応募お待ちしております。

【表彰の対象と種類】

(1) 厚生労働大臣賞「優秀賞」

テレワークの活用によってワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、他社の模範となる取り組みを行っている企業・団体のうち、その取り組みが総合的に優れていると認められる企業・団体を表彰。

(2) 厚生労働大臣賞「特別奨励賞」

テレワークの活用によってワーク・ライフ・バランスの実現を図るとともに、他社の模範となる取り組みを行っている企業・団体のうち、その取り組みが優れていると認められる企業・団体を表彰。

【表彰スケジュール】

7月 31 日(木) 応募締め切り

9月～10 月 審査

10 月末頃 審査結果発表

11 月中旬～下旬 表彰式

【応募方法に関する詳細はこちら】

厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞

<https://telework.mhlw.go.jp/kagayakutelework/award/index.html>